

文京区福祉環境整備要綱実施要領

昭和59年12月21日 59文福福発第 604号

改正 平成元年3月23日 63文福障発第1123号

改正 平成7年8月8日 7文福障発第 344号

改正 平成13年2月19日 12文福障第 10816号

改正 平成14年10月15日 14文福障第 1237号

(趣旨)

第1条 この要領は、文京区福祉環境整備要綱(以下「要綱」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 要綱第6条による協議(以下「協議」という。)は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請、又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を行う前に福祉環境整備協議書(別記様式第1号。以下「協議書」という。)正副各1部を提出することにより行うものとする。

2 前項の協議書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における各建築物の位置、敷地の接する道路の位置、高低差、アプローチ、構内通路及び付帯駐車場を明示したもの)
- (3) 協議に係る対象施設の各階平面図(縮尺、方位、寸法、高低差、間取、各室の用途及び出入口並びに福祉環境整備基準の適用を受ける整備箇所を明示したもの)
- (4) 対象施設整備計画表(別記様式第2号)
- (5) 要綱第4条ただし書きの代替措置を講じようとするときは、当該代替措置の内容及び理由を記した書類
- (6) その他区長が必要と認める書類

3 協議書の提出とともに、東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)第15条の規定による届出を行う場合は、前項の規定に係わらず、前項第1号から第3号までの図書の添付を省略することができる。

4 区長は、協議があったときは、対象施設が福祉環境整備基準に適合するよう指導するものとする。

5 区長は、協議が整った場合は速やかに協議書の副本(以下「福祉環境整備協議済証」という。)を当該協議者に交付するものとする。

(協議済証の添付)

第3条 福祉環境整備協議済証の交付を受けた者は、その写しを建築確認申請書又は建築計画書に添付するものとする。

(報告及び確認)

第4条 要綱第6条第2項に規定する報告は、福祉環境整備報告書(別記様式第3号)を提出することにより行うものとする。

2 区長は、前項の報告を受けたときは、協議のとおり整備されているかどうか速やかに確認を行うものとする。

3 区長は、前項の確認を行った後、建築主に対して判定結果を通知するものとする。

(標示板)

第5条 要綱第7条第1項の規定による標示板は、文京区シンボルマーク(別記様式第4号)とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年12月1日から施行する。